

平成 23 年 12 月 15 日  
一般財団法人アジア太平洋研究所

## 2008 年度自治体の財政健全性に関する調査結果の概要

一般財団法人アジア太平洋研究所（所長：宮原秀夫、旧：関西社会経済研究所）では、地方行政改革研究会（主査：林宏昭関西大学経済学部教授）を設置し、2008 年度の自治体財政健全性の研究を実施しました。以下に調査研究結果の概要を紹介します。

### 狙いと手法

本研究の目的は、地方自治体の経常的な財政運営に着目して、その健全性および効率性に関する指標を作成し評価することである。そのために、全国の市町村の財政状況が統一した書式で公開されている総務省『市町村別決算状況調』から指標を計測し、各都市の財政運営の健全性を数値化する。

### 1 評価指標

自治体の財政運営における健全性を評価するため、プライマリーバランスの考え方を取り入れ、経常的な収支に着目した指標を作成した。具体的には、以下の手順で算出する。

まず収入総額から、地方債収入や積立金取崩し等および社会資本の建設のための国と都道府県からの支出金など、ストック関連の収入を差し引いて経常的な収入をとりだす。また歳出からも同様に公債費や積立金等、建設事業費を差し引く。それぞれを基礎的経常収入と基礎的経常支出と呼び、前者から後者を差し引いたものを基礎的経常収支とした。

以上の定義を式で表すと次のようになる。

$$\text{基礎的経常収支 I} = \text{基礎的経常収入} - \text{基礎的経常支出} \quad (1)$$

$$\text{基礎的経常収支 II} = \text{基礎的経常収支 I} - \text{地方交付税} \quad (2)$$

ただし、

$$\begin{aligned} \text{基礎的経常収入} &= \text{歳入総額} - (\text{普通建設事業費への国庫支出金} + \text{都道府県支出金}) \\ &\quad - \text{地方債} - (\text{公営企業貸付金元利収入} + \text{貸付金元利収入} + \text{積立金取崩}) \\ \text{基礎的経常支出} &= \text{歳出総額} - \text{普通建設事業費} - \text{公債費} - \text{積立金} \\ &\quad - (\text{投資及び出資金} + \text{貸付金}) \end{aligned}$$

である。基礎的経常収支は、各自治体が建設事業を除く経常的な行政サービスの提供を、健全な財政運営に基づいて展開しているかどうかを示す指標である。

(1) 式の「基礎的経常収支Ⅰ」は国からの地方交付税を含み、これが自治体の歳入水準を大きく左右している。したがって、国に依存しない自治体による財政運営のみをとりだして評価することはできない。そこで、歳入から地方交付税を除いた(2)式の「基礎的経常収支Ⅱ」を計測する。基礎的経常収支Ⅰが黒字で基礎的経常収支Ⅱが赤字になる場合、当該地域は経済力が弱いために税収が少ないか、地域の社会的環境によって国に保障される行政需要が大きいということになる。

2000年代に入り、三位一体改革などを通じて地方交付税の縮小も図られている。地方交付税に依存しない基礎的経常収支Ⅱは、地方税の負担者である地域住民にとって重要な指標となる。

本研究における分析対象は、特別区を除いた全国660市（関西を除く）および関西120市である。なお、2007年度に財政再建団体となった夕張市、及び2006年度に建物売却等の収入が極端に大きくなった歌志内市、2008年度の合併により新たな市制を敷いた鹿児島県伊佐市は除いている。

## 2 基礎的経常収支の全国的な傾向

2000年代に入り、地方財政全体の規模は圧縮されるようになった。多くの自治体は行政改革に取り組んでいる。また総務省の求めにより、2005年度から2009年度を対象期間とした「集中改革プラン」に沿った改革も進められている。

図1に基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの全国的な傾向を示している。2001年度以降、基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの全国平均値はともに低下傾向にあったが、2006年度以降にはやや持ち直しの動きがみられる。しかしながら近年の経済情勢をかんがみると、経常収入の基盤となる地方税収の持続的成長は期待されない。現行制度のもとで収支を改善するには、今後一層の取組が求められる。

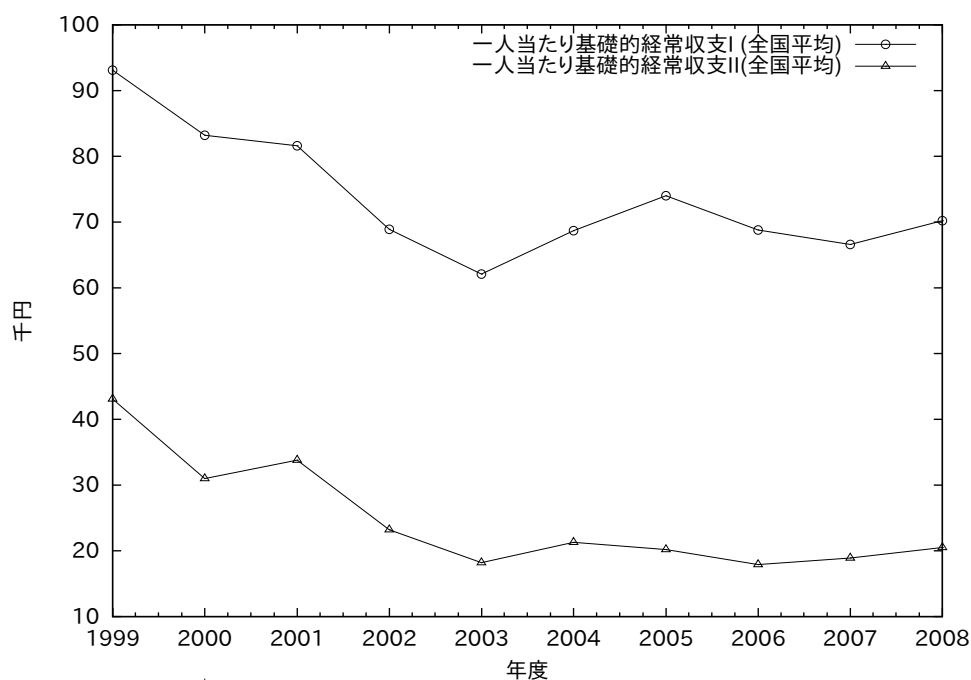


図1 一人当たり基礎的経常収支の推移

### 3 都市ランキング

基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱには、都市の規模による影響が大きく反映される。規模の大きな自治体は歳入も歳出もともに大きいため、その差額である収支規模も大きくなるからである。したがって規模の異なる都市間での比較を行う際には、この影響を考慮する必要がある。ここでは、それぞれの指標について人口1人当たりの金額を求め、その値を収支Ⅰ、収支Ⅱとして利用した。

2008年度について関西120市のうち上位60市の計測結果を表1と表2にまとめている。基礎的経常収支ⅠとⅡのどちらをみても、ともに上位にあるのは芦屋市である。歳入に地方交付税を含む基礎的経常収支Ⅰでは、上位に養父市、淡路市、篠山市、南丹市、朝来市など最近合併した市が並んでいることが特徴的である。他方、基礎的経常収支Ⅱでは、兵庫県や大阪府下の比較的的地方税収に恵まれている都市が上位に入っている。収支Ⅰと収支Ⅱの違いから、地方の財政運営が地方交付税に大きく依存している状況を見ることができる。

2008年度について、17の政令指定都市間で比較した結果が表3、表4である。基礎的

表 1 基礎的經常収支 I 関西上位 60 市

順位	全国順位	都道府県	市	収支 I	標準値	評価
1	11	兵庫県	養父市	188.01	3.10	6
2	18	兵庫県	淡路市	170.72	2.62	6
3	32	兵庫県	芦屋市	154.73	2.17	6
4	36	兵庫県	篠山市	148.76	2.00	6
5	41	京都府	南丹市	144.12	1.87	5
6	60	兵庫県	朝来市	133.01	1.56	5
7	88	兵庫県	丹波市	119.56	1.18	5
8	89	滋賀県	米原市	119.51	1.18	5
9	113	奈良県	宇陀市	110.96	0.94	4
10	114	京都府	宮津市	110.80	0.94	4
11	115	京都府	福知山市	110.19	0.92	4
12	116	兵庫県	神戸市	110.03	0.92	4
13	117	和歌山県	田辺市	109.90	0.91	4
14	120	兵庫県	洲本市	109.24	0.90	4
15	132	兵庫県	宍粟市	106.83	0.83	4
16	142	兵庫県	南あわじ市	105.19	0.78	4
17	156	兵庫県	豊岡市	101.28	0.67	4
18	170	福井県	大野市	98.38	0.59	4
19	183	福井県	越前市	95.12	0.50	4
20	197	滋賀県	高島市	92.41	0.42	4
21	209	和歌山県	有田市	90.44	0.37	4
22	214	京都府	京丹後市	90.15	0.36	4
23	229	兵庫県	姫路市	87.96	0.30	4
24	252	大阪府	大阪市	84.92	0.21	4
25	255	和歌山県	新宮市	84.47	0.20	4
26	260	兵庫県	相生市	83.68	0.18	4
27	261	兵庫県	加東市	83.65	0.18	4
28	273	福井県	敦賀市	82.06	0.13	4
29	300	兵庫県	三木市	78.36	0.03	4
30	305	福井県	小浜市	77.37	0.00	4
31	313	福井県	あわら市	76.71	-0.02	3
32	331	兵庫県	赤穂市	75.18	-0.06	3
33	342	奈良県	五條市	74.14	-0.09	3
34	347	京都府	亀岡市	73.71	-0.10	3
35	348	和歌山県	紀の川市	73.66	-0.10	3
36	349	滋賀県	守山市	73.66	-0.10	3
37	365	大阪府	四條畷市	72.77	-0.13	3
38	372	兵庫県	たつの市	71.90	-0.15	3
39	389	滋賀県	栗東市	69.86	-0.21	3
40	410	福井県	勝山市	68.30	-0.25	3
41	438	京都府	綾部市	65.77	-0.32	3
42	441	滋賀県	東近江市	65.65	-0.32	3
43	442	京都府	京都市	65.65	-0.32	3
44	461	兵庫県	三田市	64.43	-0.36	3
45	462	滋賀県	甲賀市	64.32	-0.36	3
46	469	兵庫県	西宮市	63.80	-0.38	3
47	485	大阪府	岸和田市	62.27	-0.42	3
48	489	滋賀県	野洲市	61.92	-0.43	3
49	491	滋賀県	長浜市	61.87	-0.43	3
50	492	大阪府	摂津市	61.76	-0.43	3
51	510	奈良県	葛城市	60.38	-0.47	3
52	540	奈良県	大和郡山市	57.44	-0.55	3
53	548	滋賀県	草津市	57.25	-0.56	3
54	552	奈良県	香芝市	56.94	-0.57	3
55	565	京都府	京田辺市	54.77	-0.63	3
56	574	大阪府	大阪狭山市	53.51	-0.66	3
57	575	滋賀県	湖南市	53.20	-0.67	3
58	579	福井県	福井市	53.05	-0.68	3
59	584	兵庫県	明石市	52.27	-0.70	3
60	589	京都府	木津川市	52.01	-0.71	3

表 2 基礎的經常収支Ⅱ 関西上位 60 市

順位	全国順位	都道府県	市	収支Ⅱ	標準値	評価
1	6	兵庫県	芦屋市	132.08	2.31	6
2	31	大阪府	大阪市	78.23	1.47	5
3	32	福井県	敦賀市	77.97	1.46	5
4	46	滋賀県	栗東市	69.23	1.32	5
5	63	兵庫県	姫路市	64.55	1.25	5
6	82	大阪府	摂津市	59.02	1.16	5
7	93	滋賀県	守山市	55.74	1.11	5
8	94	兵庫県	神戸市	55.32	1.11	5
9	102	滋賀県	草津市	53.70	1.08	5
10	116	福井県	越前市	48.20	0.99	4
11	133	兵庫県	西宮市	44.02	0.93	4
12	148	兵庫県	三田市	40.61	0.87	4
13	169	滋賀県	湖南市	36.98	0.82	4
14	174	大阪府	泉佐野市	35.31	0.79	4
15	178	兵庫県	高砂市	34.60	0.78	4
16	179	大阪府	箕面市	34.39	0.78	4
17	185	兵庫県	宝塚市	33.20	0.76	4
18	188	大阪府	吹田市	32.82	0.75	4
19	202	大阪府	豊中市	30.86	0.72	4
20	204	大阪府	茨木市	30.45	0.71	4
21	208	兵庫県	加古川市	29.28	0.70	4
22	215	兵庫県	尼崎市	28.12	0.68	4
23	222	福井県	福井市	27.06	0.66	4
24	227	滋賀県	大津市	25.84	0.64	4
25	229	大阪府	池田市	25.46	0.64	4
26	233	滋賀県	野洲市	25.13	0.63	4
27	236	京都府	京田辺市	24.13	0.61	4
28	243	兵庫県	明石市	22.64	0.59	4
29	245	大阪府	堺市	22.03	0.58	4
30	249	大阪府	大東市	20.49	0.56	4
31	256	大阪府	高石市	19.88	0.55	4
32	265	和歌山県	和歌山市	18.08	0.52	4
33	266	兵庫県	赤穂市	17.98	0.52	4
34	267	京都府	京都市	17.90	0.52	4
35	269	京都府	長岡京市	17.13	0.50	4
36	270	大阪府	大阪狭山市	16.98	0.50	4
37	271	奈良県	大和郡山市	16.84	0.50	4
38	272	京都府	宇治市	16.83	0.50	4
39	273	兵庫県	伊丹市	16.78	0.50	4
40	274	滋賀県	彦根市	16.50	0.49	4
41	275	兵庫県	三木市	16.41	0.49	4
42	285	大阪府	四條畷市	14.39	0.46	4
43	288	大阪府	高槻市	13.54	0.45	4
44	295	大阪府	枚方市	11.93	0.42	4
45	299	大阪府	交野市	11.39	0.41	4
46	300	奈良県	生駒市	11.09	0.41	4
47	305	奈良県	香芝市	10.12	0.39	4
48	309	兵庫県	加東市	9.83	0.39	4
49	320	大阪府	東大阪市	6.93	0.34	4
50	324	京都府	亀岡市	5.80	0.33	4
51	325	奈良県	橿原市	5.25	0.32	4
52	330	大阪府	泉南市	4.73	0.31	4
53	334	大阪府	和泉市	3.99	0.30	4
54	335	滋賀県	甲賀市	3.59	0.29	4
55	349	奈良県	奈良市	0.36	0.24	4
56	350	大阪府	岸和田市	0.00	0.24	4
57	352	大阪府	八尾市	-0.19	0.23	4
58	356	兵庫県	川西市	-0.75	0.22	4
59	364	和歌山県	岩出市	-2.78	0.19	4
60	368	福井県	鯖江市	-3.21	0.18	4

経常収支Ⅰでは、神戸市が1位、大阪市が6位、京都市が13位、そして2006年に新たに政令指定都市となった堺市が17位となっている。基礎的経常収支Ⅱでは、大阪市が4位、神戸市が10位、堺市が13位、そして京都市が14位という結果である。

表3 基礎的経常収支Ⅰ政令指定都市17市

順位	全国順位	地域	都道府県	市	収支Ⅰ	標準値	評価
1	116	関西	兵庫県	神戸市	110.03	0.92	4
2	185	中部	静岡県	浜松市	94.97	0.50	4
3	207	九州	福岡県	福岡市	90.47	0.37	4
4	236	関東	埼玉県	さいたま市	86.73	0.27	4
5	237	関東	神奈川県	横浜市	86.70	0.26	4
6	252	関西	大阪府	大阪市	84.92	0.21	4
7	287	関東	神奈川県	川崎市	80.78	0.10	4
8	322	九州	福岡県	北九州市	76.21	-0.03	3
9	332	中部	静岡県	静岡市	75.04	-0.06	3
10	357	中国	広島県	広島市	73.24	-0.11	3
11	385	中部	愛知県	名古屋市	70.23	-0.20	3
12	412	東北	宮城県	仙台市	68.09	-0.26	3
13	442	関西	京都府	京都市	65.65	-0.32	3
14	556	北海道	北海道	札幌市	56.56	-0.58	3
15	558	関東	千葉県	千葉市	56.35	-0.59	3
16	567	中部	新潟県	新潟市	54.72	-0.63	3
17	596	関西	大阪府	堺市	51.47	-0.72	3

表4 基礎的経常収支Ⅱ政令指定都市17市

順位	全国順位	地域	都道府県	市	収支Ⅱ	標準値	評価
1	22	関東	神奈川県	横浜市	86.40	1.59	5
2	24	関東	埼玉県	さいたま市	84.24	1.56	5
3	28	関東	神奈川県	川崎市	80.43	1.50	5
4	31	関西	大阪府	大阪市	78.23	1.47	5
5	40	中部	静岡県	浜松市	71.34	1.36	5
6	43	中部	愛知県	名古屋市	69.96	1.34	5
7	71	九州	福岡県	福岡市	61.55	1.20	5
8	81	中部	静岡県	静岡市	59.81	1.18	5
9	92	関東	千葉県	千葉市	55.74	1.11	5
10	94	関西	兵庫県	神戸市	55.32	1.11	5
11	136	東北	宮城県	仙台市	42.97	0.91	4
12	180	中国	広島県	広島市	34.06	0.77	4
13	245	関西	大阪府	堺市	22.03	0.58	4
14	267	関西	京都府	京都市	17.90	0.52	4
15	279	九州	福岡県	北九州市	15.47	0.48	4
16	337	北海道	北海道	札幌市	3.03	0.28	4
17	369	中部	新潟県	新潟市	-3.29	0.18	4

表5および表6は基礎的経常収支ⅠおよびⅡの全国780市のうちの上位50市を示したものである。なお財政評価は、平均値および標準偏差から算出した相対評価であり、上位から順に6から1の6段階で示している。詳細についてはp.18補注を参照されたい。

表 5 基礎的經常収支 I 全国上位

順位	地域	都道府県	市	収支 I	標準値	評価
1	九州	長崎県	対馬市	248.91	4.80	6
2	北海道	北海道	三笠市	236.31	4.45	6
3	北海道	北海道	赤平市	230.69	4.29	6
4	四国	徳島県	三好市	227.43	4.20	6
5	中部	愛知県	田原市	218.25	3.95	6
6	中部	石川県	輪島市	216.82	3.91	6
7	中部	岐阜県	飛騨市	214.89	3.85	6
8	中国	岡山県	新見市	207.26	3.64	6
9	中部	静岡県	御前崎市	194.80	3.29	6
10	中部	岐阜県	高山市	189.86	3.15	6
11	関西	兵庫県	養父市	188.01	3.10	6
12	中国	広島県	庄原市	184.69	3.01	6
13	中部	三重県	亀山市	182.22	2.94	6
14	中部	岐阜県	郡上市	181.83	2.93	6
15	中部	愛知県	豊田市	177.59	2.81	6
16	九州	大分県	豊後大野市	173.98	2.71	6
17	中部	富山県	南砺市	171.73	2.64	6
18	関西	兵庫県	淡路市	170.72	2.62	6
19	九州	長崎県	西海市	169.19	2.57	6
20	東北	岩手県	八幡平市	168.92	2.57	6
21	中部	長野県	飯山市	166.24	2.49	6
22	中国	島根県	大田市	165.90	2.48	6
23	中国	岡山県	美作市	165.51	2.47	6
24	四国	高知県	安芸市	164.29	2.44	6
25	中部	新潟県	佐渡市	163.86	2.42	6
26	中国	岡山県	高梁市	162.85	2.40	6
27	中国	岡山県	真庭市	162.42	2.38	6
28	九州	宮崎県	国東市	161.73	2.36	6
29	中国	島根県	雲南市	161.58	2.36	6
30	東北	宮城県	栗原市	155.10	2.18	6
31	九州	鹿児島県	西之表市	154.86	2.17	6
32	関西	兵庫県	芦屋市	154.73	2.17	6
33	九州	長崎県	五島市	151.69	2.08	6
34	九州	長崎県	杵岐市	150.51	2.05	6
35	中部	愛知県	刈谷市	149.97	2.04	6
36	関西	兵庫県	篠山市	148.76	2.00	6
37	中部	岐阜県	下呂市	146.97	1.95	5
38	関東	栃木県	真岡市	146.39	1.94	5
39	九州	大分県	竹田市	146.37	1.93	5
40	北海道	北海道	砂川市	145.02	1.90	5
41	関西	京都府	南丹市	144.12	1.87	5
42	北海道	北海道	稚内市	143.18	1.85	5
43	関東	千葉県	成田市	142.97	1.84	5
44	中国	広島県	安芸高田市	142.90	1.84	5
45	中国	広島県	三次市	142.79	1.83	5
46	中部	山梨県	北杜市	141.63	1.80	5
47	中部	新潟県	柏崎市	141.03	1.79	5
48	九州	福岡県	宮若市	140.56	1.77	5
49	中国	島根県	安来市	140.03	1.76	5
50	東北	秋田県	由利本荘市	139.34	1.74	5
51	北海道	北海道	士別市	139.20	1.73	5
52	四国	愛媛県	西予市	137.43	1.68	5
53	中部	山梨県	富士吉田市	136.79	1.67	5

順位	地域	都道府県	市	収支 I	標準値	評価
54	九州	長崎県	雲仙市	134.70	1.61	5
55	中部	新潟県	魚沼市	134.45	1.60	5
56	九州	長崎県	平戸市	134.15	1.59	5
57	北海道	北海道	深川市	134.13	1.59	5
58	北海道	北海道	紋別市	133.98	1.59	5
59	九州	長崎県	松浦市	133.30	1.57	5
60	関西	兵庫県	朝来市	133.01	1.56	5
61	九州	鹿児島県	霧島市	132.64	1.55	5
62	四国	高知県	香南市	131.98	1.53	5
63	北海道	北海道	網走市	130.80	1.50	5
64	四国	愛媛県	大洲市	130.52	1.49	5
65	中国	山口県	萩市	130.21	1.48	5
66	中国	島根県	江津市	129.87	1.47	5
67	中部	三重県	熊野市	129.73	1.47	5
68	四国	高知県	香美市	128.91	1.45	5
69	中国	山口県	美祢市	128.84	1.44	5
70	九州	大分県	豊後高田市	128.46	1.43	5
71	中部	新潟県	妙高市	127.16	1.40	5
72	中部	新潟県	村上市	126.53	1.38	5
73	東北	秋田県	仙北市	126.31	1.37	5
74	東北	岩手県	遠野市	125.83	1.36	5
75	中部	静岡県	裾野市	125.56	1.35	5
76	東北	福島県	田村市	125.55	1.35	5
77	関東	千葉県	南房総市	125.50	1.35	5
78	北海道	北海道	芦別市	125.09	1.34	5
79	九州	鹿児島県	南九州市	123.53	1.30	5
80	中部	新潟県	糸魚川市	122.63	1.27	5
81	中国	島根県	松江市	122.56	1.27	5
82	中部	愛知県	碧南市	122.53	1.27	5
83	中部	新潟県	南魚沼市	122.37	1.26	5
84	九州	鹿児島県	薩摩川内市	120.89	1.22	5
85	東北	青森県	平川市	120.00	1.20	5
86	九州	大分県	佐伯市	119.91	1.19	5
87	東北	秋田県	にかほ市	119.78	1.19	5
88	関西	兵庫県	丹波市	119.56	1.18	5
89	関西	滋賀県	米原市	119.51	1.18	5
90	九州	大分県	日田市	118.97	1.17	5
91	中部	岐阜県	恵那市	118.86	1.16	5
92	東北	青森県	三沢市	118.64	1.16	5
93	九州	熊本県	南島原市	118.57	1.16	5
94	九州	宮崎県	日南市	118.19	1.15	5
95	九州	大分県	杵築市	117.76	1.13	5
96	東北	岩手県	一関市	117.26	1.12	5
97	中部	新潟県	十日町市	117.19	1.12	5
98	中部	石川県	珠洲市	116.96	1.11	5
99	九州	鹿児島県	日置市	116.61	1.10	5
100	中部	静岡県	湖西市	116.08	1.09	5
101	中部	新潟県	胎内市	115.59	1.07	5
102	中国	島根県	浜田市	115.40	1.07	5
103	中部	長野県	大町市	114.99	1.06	5
104	東北	岩手県	二戸市	114.86	1.05	5
105	東北	岩手県	久慈市	114.52	1.04	5
106	四国	高知県	須崎市	113.47	1.01	5



表6 基礎的經常収支Ⅱ 全国上位

順位	地域	都道府県	市	収支Ⅱ	標準値	評価
1	中部	愛知県	田原市	173.01	2.96	6
2	中部	静岡県	御前崎市	167.75	2.87	6
3	中部	三重県	亀山市	165.81	2.84	6
4	中部	愛知県	豊田市	162.84	2.80	6
5	中部	愛知県	刈谷市	149.65	2.59	6
6	関西	兵庫県	芦屋市	132.08	2.31	6
7	関東	千葉県	成田市	125.95	2.22	6
8	中部	静岡県	裾野市	123.74	2.18	6
9	中部	愛知県	碧南市	121.65	2.15	6
10	関東	栃木県	真岡市	117.16	2.08	6
11	中部	静岡県	湖西市	112.25	2.00	6
12	関東	茨城県	守谷市	108.72	1.94	5
13	中部	愛知県	安城市	108.32	1.94	5
14	中部	愛知県	東海市	105.16	1.89	5
15	関東	茨城県	鹿嶋市	103.94	1.87	5
16	関東	埼玉県	戸田市	103.57	1.86	5
17	関東	千葉県	印西市	101.44	1.83	5
18	関東	東京都	武蔵野市	98.98	1.79	5
19	関東	茨城県	神栖市	94.49	1.72	5
20	中部	静岡県	御殿場市	88.70	1.63	5
21	中部	静岡県	焼津市	86.88	1.60	5
22	関東	神奈川県	横浜市	86.40	1.59	5
23	関東	神奈川県	厚木市	85.38	1.58	5
24	関東	埼玉県	さいたま市	84.24	1.56	5
25	関東	栃木県	宇都宮市	83.67	1.55	5
26	中部	愛知県	大府市	83.07	1.54	5
27	中部	愛知県	西尾市	81.16	1.51	5
28	関東	神奈川県	川崎市	80.43	1.50	5
29	中部	静岡県	掛川市	79.39	1.48	5
30	関東	千葉県	浦安市	79.19	1.48	5
31	関西	大阪府	大阪市	78.23	1.47	5
32	関西	福井県	敦賀市	77.97	1.46	5
33	中部	山梨県	富士吉田市	76.69	1.44	5
34	中部	愛知県	小牧市	75.98	1.43	5
35	中部	静岡県	牧之原市	74.70	1.41	5
36	中部	愛知県	半田市	74.59	1.41	5
37	中部	静岡県	富士市	74.25	1.40	5
38	中部	新潟県	柏崎市	73.26	1.39	5
39	関東	神奈川県	藤沢市	72.99	1.38	5
40	中部	静岡県	浜松市	71.34	1.36	5
41	関東	神奈川県	綾瀬市	70.77	1.35	5
42	中部	静岡県	熱海市	70.35	1.34	5
43	中部	愛知県	名古屋市	69.96	1.34	5
44	関東	東京都	立川市	69.32	1.33	5
45	中部	愛知県	知立市	69.24	1.32	5
46	関西	滋賀県	栗東市	69.23	1.32	5
47	中部	三重県	四日市市	68.83	1.32	5
48	中部	岐阜県	岐阜市	68.44	1.31	5
49	中部	石川県	金沢市	67.79	1.30	5
50	関東	埼玉県	川口市	67.49	1.30	5
51	関東	埼玉県	和光市	67.37	1.29	5
52	中部	岐阜県	各務原市	66.63	1.28	5
53	関東	千葉県	君津市	66.60	1.28	5
54	中部	静岡県	磐田市	66.32	1.28	5
55	関東	東京都	八王子市	66.24	1.28	5
56	中部	愛知県	高浜市	66.15	1.28	5
57	関東	神奈川県	海老名市	65.42	1.26	5

順位	地域	都道府県	市	収支Ⅱ	標準値	評価
58	関東	東京都	稲城市	65.35	1.26	5
59	関東	千葉県	市原市	65.22	1.26	5
60	関東	千葉県	白井市	65.19	1.26	5
61	関東	神奈川県	平塚市	65.02	1.26	5
62	中国	広島県	東広島市	64.83	1.25	5
63	関西	兵庫県	姫路市	64.55	1.25	5
64	中部	愛知県	豊橋市	64.18	1.24	5
65	関東	東京都	東京府中市	63.81	1.24	5
66	中部	静岡県	沼津市	63.64	1.24	5
67	中部	愛知県	蒲郡市	63.55	1.23	5
68	中部	愛知県	岡崎市	63.50	1.23	5
69	関東	神奈川県	大和市	63.27	1.23	5
70	中部	愛知県	常滑市	61.85	1.21	5
71	九州	福岡県	福岡市	61.55	1.20	5
72	四国	徳島県	阿南市	61.55	1.20	5
73	中部	岐阜県	大垣市	61.46	1.20	5
74	中部	愛知県	春日井市	61.35	1.20	5
75	関東	東京都	国分寺市	61.12	1.20	5
76	関東	東京都	多摩市	60.59	1.19	5
77	中部	愛知県	清須市	60.24	1.18	5
78	関東	茨城県	ひたちなか市	60.07	1.18	5
79	中部	静岡県	藤枝市	60.02	1.18	5
80	関東	埼玉県	狭山市	59.99	1.18	5
81	中部	静岡県	静岡市	59.81	1.18	5
82	関西	大阪府	摂津市	59.02	1.16	5
83	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	58.75	1.16	5
84	中部	愛知県	犬山市	58.42	1.15	5
85	中部	三重県	鈴鹿市	58.31	1.15	5
86	関東	埼玉県	熊谷市	57.99	1.15	5
87	中部	岐阜県	美濃加茂市	57.92	1.15	5
88	関東	茨城県	つくば市	57.59	1.14	5
89	中部	愛知県	豊川市	57.58	1.14	5
90	関東	東京都	調布市	57.01	1.13	5
91	中部	静岡県	富士宮市	55.98	1.12	5
92	関東	千葉県	千葉市	55.74	1.11	5
93	関西	滋賀県	守山市	55.74	1.11	5
94	関西	兵庫県	神戸市	55.32	1.11	5
95	中部	長野県	長野市	55.32	1.11	5
96	中部	長野県	諏訪市	55.22	1.10	5
97	関東	東京都	三鷹市	54.80	1.10	5
98	関東	東京都	町田市	54.72	1.10	5
99	関東	栃木県	小山市	54.45	1.09	5
100	関東	埼玉県	久喜市	54.39	1.09	5
101	関東	埼玉県	所沢市	54.18	1.09	5
102	関西	滋賀県	草津市	53.70	1.08	5
103	中部	静岡県	袋井市	52.85	1.07	5
104	関東	千葉県	柏市	51.77	1.05	5
105	中部	静岡県	菊川市	51.75	1.05	5
106	関東	神奈川県	小田原市	51.64	1.05	5
107	関東	東京都	小金井市	51.56	1.05	5
108	九州	大分県	大分市	50.90	1.04	5
109	中部	岐阜県	可児市	50.76	1.03	5
110	関東	東京都	小平市	50.33	1.03	5
111	関東	神奈川県	鎌倉市	48.95	1.00	5
112	関東	埼玉県	吉川市	48.94	1.00	5
113	関東	埼玉県	八潮市	48.83	1.00	5
114	中部	愛知県	日進市	48.80	1.00	5

#### 4 地方税収と高齢化度による都市分類と財政評価

自治体の財政状況は、財政運営の進め方だけではなく、制度的な枠組みや地域を取り巻く社会的、経済的環境にも大きな影響を受ける。都市に共通する制度的な枠組みの影響は自治体に等しく及ぶが、社会的、経済的環境による影響は自治体によって異なる。これまでの計測結果では、自治体が直面する環境等は考慮していない。つまり、収支が上位にあっても、環境が恵まれているためなのか、環境が悪い中で良好な収支バランスを維持しているのかまではわからない。

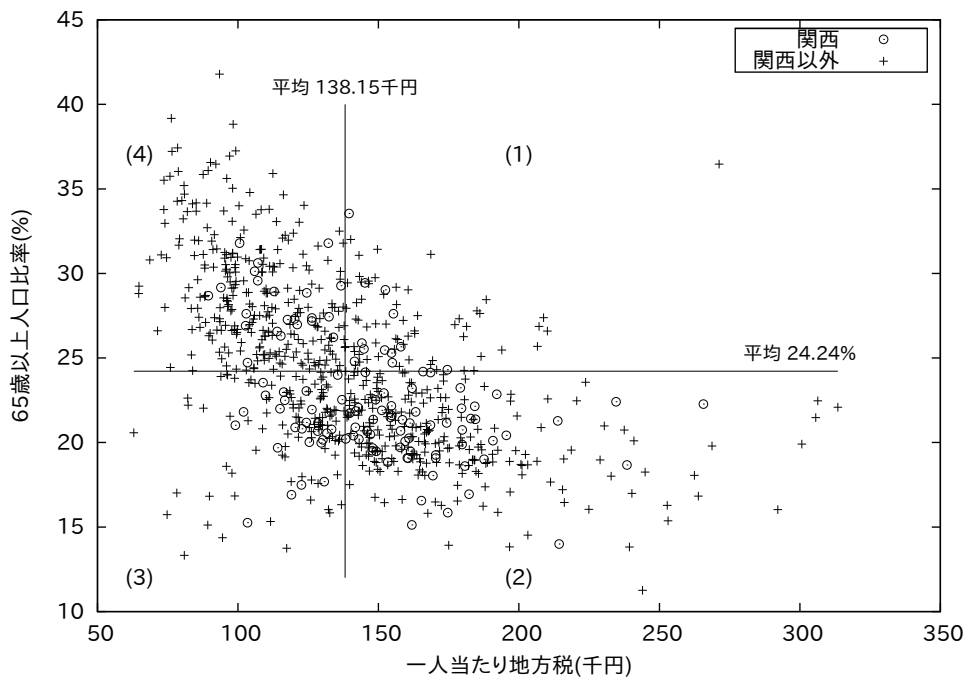
そこで以下では、基礎的経常収支Ⅱと環境的な要因との関連から、財政運営の健全性を評価する。財政に対して影響を及ぼす要因には、さまざまな指標が考えられる。ここでは、想定されるいくつかの指標について基礎的経常収支Ⅱとの相関を求め、その結果をふまえて、収入面から地方税収を、支出面から高齢者（65歳以上の人口）の比率を採用した。

図2は、1人当たり地方税と65歳以上人口比率の全国平均値を基準として全都市を4つに分類したものである。グループ(1)は、1人当たり地方税が全国平均値を上回り、65歳以上人口比率も全国平均値を上回っていることを条件とした。つまり、経済力は強いが、高齢化が進んでいる都市である。このグループに属するのは、全国では73都市（9.4%）関西では12都市（10.0%）であった。

グループ(2)は、1人当たり地方税は全国平均値を上回るが、65歳以上人口比率は全国平均値を下回っていることを条件とした。つまり、経済力が強く、しかも高齢化の進展があまりない都市である。このグループに属するのは、全国287都市（36.8%）であった。関西は60都市で、半数がここに属する。

グループ(3)は、1人当たり地方税が全国平均値より低く、65歳以上人口比率も全国平均値より低い都市である。つまり、経済力は弱い、高齢化が進んでいない都市である。このグループに属するのは、全国131都市（16.8%）、関西28都市（23.3%）である。

グループ(4)は、1人当たり地方税が全国平均値を下回り、65歳以上人口比率は全国平均値を上回ることを条件とした。つまり、経済力も弱く、高齢化も進んでいる都市ということである。これに該当するのは、全国289都市（37.1%）、関西20都市（16.7%）である。全国的な傾向と比較すると、関西ではグループ(2)の割合が高く、財政を取り巻く環境としては恵まれた地域が多いとすることができる。



(資料) 総務省「市町村別決算状況調」「国勢調査報告」より作成

図2 1人当たり地方税と65歳以上人口比率による都市分類

## 5 非裁量要因を考慮した財政評価

前節では、1人当たりの地方税収と65歳以上の高齢者比率を財政収支に影響を及ぼす要因として考慮し、都市の状況を見た。本節では、この2つの要因を地方自治体の裁量によらない財政運営の環境変数とみなし、非裁量的要因による影響を取り除いたうえで、各自治体の財政運営を評価する。

まず、基礎的経常収支Ⅱを非裁量的要因を説明変数として回帰式を求めると、以下のよう結果になった。

$$Y = -11.56 + 0.97X_1 - 5.66X_2$$

(-1.37) (33.76) (-24.97)      自由度修正済決定係数 = 0.83

- $Y$  : 1人当たり基礎的経常収支Ⅱ (千円)
- $X_1$  : 1人当たり地方税 (千円)     $X_2$  : 65歳以上人口比率 (%)

基礎的経常収支Ⅱに対し、1人当たり地方税収はプラスに、高齢者比率はマイナスに影響している。収支の大きさは、この2つの要因によってほぼ説明されている。

次に各自治体について、回帰式に一人当たり税収と高齢者比率の値を代入して、基礎的経常収支Ⅱの推計値を求める。これが基礎的経常収支のうち、各自治体の裁量によらない経済的、社会的環境によって説明される部分となる。実際の値がこの推計値を上回っていれば、その都市は、環境要因では説明がつかない、何らかの健全な財政運営を展開していると評価できる。以下ではこの差をもとに、各都市の財政運営を評価する。この手法を用いると、基礎的経常収支がマイナスであっても、主な原因が地方税収が少ないことや高齢化であり、さらに自治体が健全な財政運営に努めていけば、高い評価が得られる。

この結果を、関西について表7、全国について表8、表9にまとめている。関西では、全国的な傾向と比較すると高評価の都市が少ない。関西を除く全国では評価5・6の都市が94市（14.2%）であるのに対し、関西では評価5の都市が芦屋市と越前市の2都市（1.67%）のみとなった。なお2006年度には財政評価5の都市が6市あり、2007年度には財政評価6の都市が1市、5の都市が2市あった。このことから、関西の相対的な位置は低下しているといえる。

ここで作成した指標は、地方税、高齢者比率という比較的単純化した指標のもとに、一般的な傾向として求められる収支と現実の収支の値とを比較することで、各自治体の財政運営を検証する一助となるものである。合併等による一時的な収支への影響は排除されていないため、若干の留意は必要であるが、すでに一部自治体ではこの指標を取り入れた分析も行われている。

表7 非裁量的要因を考慮した財政評価 関西

財政評価	都道府県	市	財政評価	都道府県	市
5	兵庫県	芦屋市	3	京都府	長岡京市
5	福井県	越前市	3	滋賀県	彦根市
4	兵庫県	三木市	3	大阪府	八尾市
4	兵庫県	姫路市	3	福井県	あわら市
4	京都府	亀岡市	3	大阪府	松原市
4	京都府	綾部市	3	大阪府	大東市
4	兵庫県	淡路市	3	兵庫県	西宮市
4	兵庫県	川西市	3	奈良県	天理市
4	大阪府	交野市	3	大阪府	貝塚市
4	兵庫県	神戸市	3	福井県	勝山市
4	兵庫県	洲本市	3	滋賀県	草津市
4	大阪府	河内長野市	3	大阪府	箕面市
4	大阪府	高槻市	3	大阪府	東大阪市
4	奈良県	大和郡山市	3	福井県	小浜市
4	京都府	城陽市	3	奈良県	葛城市
4	京都府	宮津市	3	兵庫県	小野市
4	大阪府	岸和田市	3	京都府	八幡市
4	兵庫県	明石市	3	京都府	向日市
4	奈良県	橿原市	3	兵庫県	三田市
4	兵庫県	宝塚市	3	兵庫県	篠山市
4	福井県	大野市	3	兵庫県	伊丹市
4	大阪府	大阪狭山市	3	滋賀県	野洲市
4	兵庫県	加古川市	3	滋賀県	近江八幡市
4	和歌山県	和歌山市	3	大阪府	茨木市
4	大阪府	羽曳野市	3	大阪府	守口市
4	大阪府	富田林市	3	大阪府	柏原市
4	福井県	敦賀市	3	兵庫県	加西市
4	奈良県	香芝市	3	福井県	坂井市
4	京都府	宇治市	3	和歌山県	橋本市
4	滋賀県	守山市	3	大阪府	高石市
4	大阪府	堺市	3	兵庫県	高砂市
3	京都府	福知山市	2	大阪府	泉佐野市
3	奈良県	桜井市	2	京都府	京都市
3	和歌山県	紀の川市	2	兵庫県	朝来市
3	兵庫県	相生市	2	奈良県	大和高田市
3	大阪府	豊中市	2	大阪府	吹田市
3	兵庫県	赤穂市	2	京都府	京丹後市
3	和歌山県	新宮市	2	大阪府	藤井寺市
3	大阪府	寝屋川市	2	京都府	木津川市
3	大阪府	阪南市	2	滋賀県	湖南市
3	京都府	舞鶴市	2	兵庫県	たつの市
3	福井県	福井市	2	大阪府	四條畷市
3	滋賀県	大津市	2	兵庫県	西脇市
3	福井県	鯖江市	2	大阪府	門真市
3	大阪府	和泉市	2	滋賀県	長浜市
3	奈良県	奈良市	2	滋賀県	東近江市
3	和歌山県	岩出市	2	兵庫県	加東市
3	兵庫県	南あわじ市	2	大阪府	大阪市
3	和歌山県	田辺市	2	奈良県	宇陀市
3	和歌山県	海南市	2	兵庫県	豊岡市
3	大阪府	泉南市	2	滋賀県	栗東市
3	兵庫県	丹波市	2	大阪府	泉大津市
3	大阪府	枚方市	2	奈良県	御所市
3	奈良県	生駒市	2	兵庫県	宍粟市
3	兵庫県	尼崎市	2	滋賀県	高島市
3	和歌山県	有田市	1	大阪府	摂津市
3	京都府	京田辺市	1	奈良県	五條市
3	滋賀県	米原市	1	兵庫県	養父市
3	大阪府	池田市	1	和歌山県	御坊市
3	滋賀県	甲賀市	1	京都府	南丹市

表8 非裁量の要因を考慮した財政評価 全国上位

財政評価	地域	都道府県	市	財政評価	地域	都道府県	都市
6	中部	山梨県	富士吉田市	5	四国	愛媛県	新居浜市
6	中部	静岡県	焼津市	5	関東	神奈川県	茅ヶ崎市
6	北海道	北海道	赤平市	5	関東	千葉県	八街市
6	関東	千葉県	館山市	5	東北	福島県	いわき市
6	中部	新潟県	柏崎市	5	関東	埼玉県	鳩ヶ谷市
6	関東	栃木県	真岡市	5	中部	岐阜県	高山市
6	関東	千葉県	鴨川市	5	九州	長崎県	佐世保市
6	中部	静岡県	藤枝市	5	九州	福岡県	太宰府市
6	東北	岩手県	釜石市	5	関東	千葉県	南房総市
5	九州	鹿児島県	阿久根市	5	中国	広島県	呉市
5	中部	静岡県	伊東市	5	九州	熊本県	宇土市
5	九州	宮崎県	日南市	5	関東	茨城県	北茨城市
5	関東	埼玉県	幸手市	5	中部	静岡県	菊川市
5	関東	千葉県	勝浦市	5	東北	山形県	村山市
5	中部	岐阜県	岐阜市	5	中部	岐阜県	羽島市
5	中部	富山県	小矢部市	5	関西	福井県	越前市
5	中部	岐阜県	各務原市	5	東北	岩手県	陸前高田市
5	中部	静岡県	牧之原市	5	九州	鹿児島県	指宿市
5	関東	埼玉県	羽生市	5	関東	群馬県	桐生市
5	中部	岐阜県	瑞浪市	5	中国	山口県	防府市
5	東北	福島県	相馬市	5	関東	栃木県	足利市
5	中部	長野県	長野市	5	関東	埼玉県	日高市
5	九州	熊本県	荒尾市	5	関東	栃木県	栃木市
5	中部	愛知県	蒲郡市	5	関東	千葉県	いすみ市
5	中部	静岡県	島田市	5	中国	岡山県	玉野市
5	関西	兵庫県	芦屋市	5	九州	鹿児島県	日置市
5	中部	長野県	諏訪市	5	中部	愛知県	愛西市
5	四国	香川県	東かがわ市	5	四国	愛媛県	松山市
5	中部	富山県	魚津市	5	四国	愛媛県	今治市
5	中部	石川県	輪島市	5	中部	静岡県	静岡市
5	九州	佐賀県	みやま市	5	中部	山梨県	甲府市
5	中部	静岡県	浜松市	5	中国	島根県	大田市
5	関東	千葉県	我孫子市	5	中部	富山県	滑川市
5	東北	山形県	上山市	5	九州	福岡県	宮若市
5	九州	福岡県	小郡市	5	九州	鹿児島県	南九州市
5	中部	静岡県	下田市	5	関東	埼玉県	北本市
5	東北	福島県	福島市	5	関東	茨城県	守谷市
5	九州	鹿児島県	霧島市	5	関東	埼玉県	熊谷市
5	中部	岐阜県	多治見市	5	関東	東京都	清瀬市
5	九州	鹿児島県	鹿児島市	5	中部	愛知県	江南市
5	中部	岐阜県	土岐市	5	九州	宮崎県	延岡市
5	関東	千葉県	四街道市	5	関東	群馬県	安中市
5	九州	大分県	白杵市	5	関東	茨城県	鉾田市
5	中部	山梨県	都留市	5	中部	岐阜県	飛騨市
5	関東	茨城県	日立市	5	関東	千葉県	佐倉市
5	中部	愛知県	犬山市	5	関東	千葉県	流山市
5	中部	愛知県	一宮市	5	中国	鳥取県	米子市
5	東北	福島県	福島伊達市	5	関東	千葉県	山武市

表9 非裁量の要因を考慮した財政評価 全国下位

財政評価	地域	都道府県	市	財政評価	地域	都道府県	市
2	関西	大阪府	泉佐野市	2	九州	沖縄県	石垣市
2	中部	愛知県	高浜市	2	関西	兵庫県	豊岡市
2	東北	秋田県	大仙市	2	中部	愛知県	碧南市
2	中部	岐阜県	本巣市	2	北海道	北海道	石狩市
2	関西	京都府	京都市	2	東北	秋田県	仙北市
2	関東	茨城県	つくば市	2	中部	山梨県	中央市
2	関西	兵庫県	朝来市	2	関東	茨城県	神栖市
2	中部	石川県	かほく市	2	九州	熊本県	天草市
2	関東	茨城県	常陸大宮市	2	関西	滋賀県	栗東市
2	関西	奈良県	大和高田市	2	関西	大阪府	泉大津市
2	東北	宮城県	登米市	2	中部	石川県	七尾市
2	中部	山梨県	大月市	2	関西	奈良県	御所市
2	関西	大阪府	吹田市	2	中国	岡山県	新見市
2	四国	高知県	室戸市	2	中部	新潟県	佐渡市
2	関西	京都府	京丹後市	2	北海道	北海道	美瑛市
2	関西	大阪府	藤井寺市	2	関西	兵庫県	宍粟市
2	関西	京都府	木津川市	2	中部	石川県	珠洲市
2	関西	滋賀県	湖南市	2	関西	滋賀県	高島市
2	関西	兵庫県	たつの市	2	関東	東京都	国立市
2	関西	大阪府	四條畷市	1	九州	長崎県	苓岐市
2	中部	愛知県	名古屋市	1	九州	長崎県	松浦市
2	関西	兵庫県	西脇市	1	北海道	北海道	紋別市
2	中部	石川県	能美市	1	関西	大阪府	摂津市
2	関西	大阪府	門真市	1	中国	島根県	雲南市
2	関東	東京都	羽村市	1	北海道	北海道	富良野市
2	九州	熊本県	上天草市	1	中国	広島県	安芸高田市
2	関東	埼玉県	和光市	1	中部	山梨県	北杜市
2	東北	青森県	黒石市	1	関東	千葉県	袖ヶ浦市
2	東北	宮城県	大崎市	1	北海道	北海道	深川市
2	関西	滋賀県	長浜市	1	九州	長崎県	五島市
2	四国	高知県	四万十市	1	関西	奈良県	五條市
2	中部	愛知県	東海市	1	中部	新潟県	魚沼市
2	中国	鳥取県	倉吉市	1	中国	広島県	三次市
2	関西	滋賀県	東近江市	1	北海道	北海道	留萌市
2	東北	山形県	尾花沢市	1	関西	兵庫県	養父市
2	中部	愛知県	小牧市	1	北海道	北海道	根室市
2	中部	長野県	大町市	1	関西	和歌山県	御坊市
2	関西	兵庫県	加東市	1	東北	青森県	つがる市
2	東北	秋田県	北秋田市	1	九州	鹿児島県	奄美市
2	中部	富山県	南砺市	1	中国	岡山県	美作市
2	関東	栃木県	那須塩原市	1	九州	沖縄県	宮古島市
2	中部	石川県	白山市	1	関東	千葉県	浦安市
2	関東	東京都	武蔵野市	1	中部	長野県	東御市
2	中国	岡山県	高梁市	1	東北	青森県	むつ市
2	関東	埼玉県	戸田市	1	関西	京都府	南丹市
2	北海道	北海道	網走市	1	北海道	北海道	士別市
2	四国	徳島県	美馬市	1	九州	長崎県	対馬市
2	関東	神奈川県	厚木市	1	北海道	北海道	名寄市
2	中国	山口県	美祢市	1	関西	京都府	南丹市
2	関西	大阪府	大阪市	1	北海道	北海道	士別市
2	関西	奈良県	宇陀市	1	九州	長崎県	対馬市
2	中国	広島県	庄原市	1	北海道	北海道	名寄市



## 6 総務省による「健全化判断比率」

総務省は新たに財政健全化を求めるため、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率という4つの指標を定めた。自治体は2007年度からその算出に当たっている。これら指標は、自治体の財政状況を客観的に判断し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものである。これらが一定の水準を超えた場合には、「財政健全化計画」を定めるなど、是正措置を講じることが求められている。

総務省の指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、収入と支出の差を見たフローの概念である。一方で実質公債費比率と将来負担比率は、債務およびそのコストに基づいて算出されるため、ストックの概念を持つ。前節までに示した指標は、地方債関係のストック部門を切り離れた経常的な収支に基づいているため、実質赤字比率・連結実質赤字比率と対応関係にある。

総務省『平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)』から実質赤字比率をみると、関西では奈良県御所市が16.31%であり、早期健全化基準を超えている。御所市は基礎的経常収支Iでみても、全国780市のうち675位と非常に低い位置にある。また非裁量的要因を考慮した財政評価でも、6段階で2と相対的に低い。会計の対象に公営企業まで含めた連結実質赤字比率では、大阪府泉佐野市(26.42%)が早期健全化基準を超えている。泉佐野市は基礎的経常収支Iで650位、非裁量的要因を考慮した財政評価は2である。こうした観点からも、経常的な財政運営に課題があるということが示される。

実質公債費比率や将来負担比率をみると、財政運営をストック面から確認することができる。関西の政令市でみると、実質公債費比率大阪市10.7%、京都市で12%である。また将来負担比率は大阪市245.7%、京都市で240%である。将来負担比率の値は市区平均76.7%を大きく上回り、政令市平均198.4%より高い。一方で基礎的経常収支Iは、大阪市の252位と比較的上位であり、京都市は442位と比較的下位である(表3)。すなわち大阪市の関係でいえば、経常的な収支は黒字を保ち良好であるものの、大きな負債を抱えている状態である。京都市は負債を抱えており、かつ経常的な収支のバランスも良くない。

ここで、財政健全化を推し進めて収支をさらに改善させることで、将来負担をどの程度まで減らすことが可能かということが問題となる。こうした観点から非裁量的要因を考慮した財政評価をみると、大阪市、京都市はいずれも2と低い。これは地方税収と高齢化率から推定される収支より実際の収支が悪いことを意味し、言い換えれば、歳出削減等による財政健全化の余地は十分にあるということである。大阪市や京都市のように非裁量的要

因を考慮した評価が低く将来負担比率が高い都市には、経常的な収支のバランスにかかわらず、将来の負担をも見据えた適切な財政運営が求められる。

#### 補注：データの標準化と評価段階に関する解説

1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を単純に見ただけでは、その経常的な財政状況を評価することはできない。1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱは絶対的な水準を表しているものであり、全国における相対的な位置付けは示していないからである。

そこで相対的な位置付けを判断するため、1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの数値を以下のように標準化する必要がある。あるデータ  $x_i$  ( $i = 1, 2, \dots, n$ ) について、平均を  $\bar{x}$ 、標準偏差を  $s$  とすると、標準化されたデータ  $z_i$  は次式で表される。

$$z_i = \frac{x_i - \bar{x}}{s}, \quad i = 1, 2, \dots, n$$

ここで  $z_i$  は平均 0、標準偏差 1 の正規分布、すなわち標準正規分布にしたがう。 $z_i$  を用いると、データが平均から標準偏差の何倍離れているのかを測ることができる。

平均  $\mu$ 、標準偏差  $\sigma$  の正規分布を、図 3 に示している。正規分布においては、標準偏差は平均値から分布の変曲点までの距離となる。 $\mu \pm \sigma$  の範囲内には、全データの約 70% が存在する。 $\mu \pm 2\sigma$  の範囲内には、全データの約 95% が存在する。つまりこの範囲の外には全データの約 5% しか存在しないことになる。したがってデータの特異性を判断する場合、 $\mu \pm 2\sigma$  の範囲内に存在しているかを確認することが一般的である。標準正規分布では  $\mu = 0$ 、 $\sigma = 1$  であるため、標準化した値が  $-2$  から  $2$  の範囲の外にあれば、そのデータは特殊であると判断される。

1人当たり基礎的経常収支Ⅰ・Ⅱの場合であれば、特殊なデータとは、経常的な財政運営状況が、相対的に非常に良いか、非常に悪いということを示している。ここではこれらを標準化した値によって、財政運営状況を 6 段階で評価する。標準化された値を  $z$  とすると、財政評価は以下ようになる。

$$\begin{aligned} z \leq -2 &\Rightarrow \text{財政評価 1} \\ -2 < z \leq 1 &\Rightarrow \text{財政評価 2} \\ 1 < z \leq 0 &\Rightarrow \text{財政評価 3} \\ 0 < z \leq 1 &\Rightarrow \text{財政評価 4} \\ 1 < z \leq 2 &\Rightarrow \text{財政評価 5} \\ 2 < z &\Rightarrow \text{財政評価 6} \end{aligned}$$

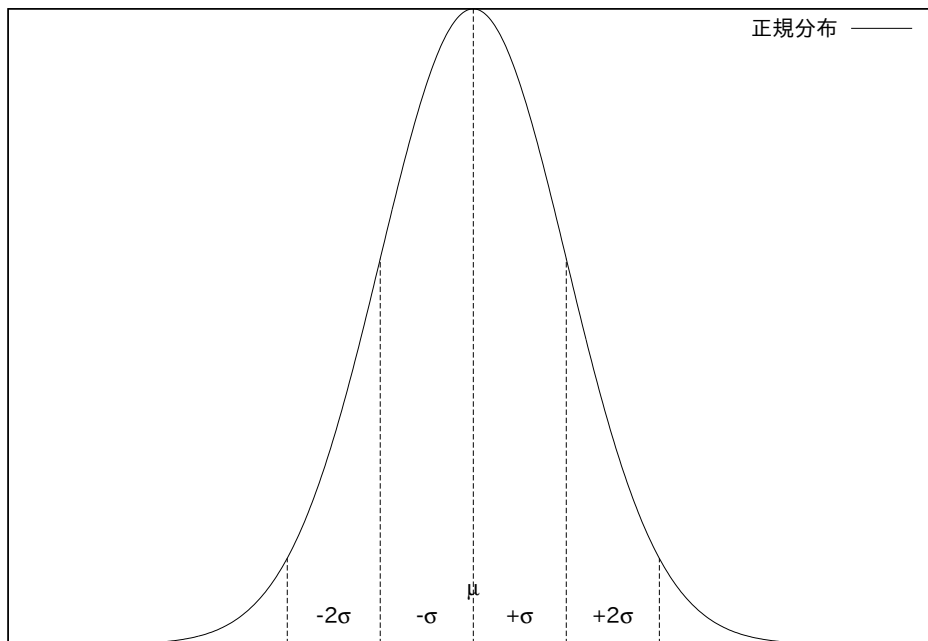


図3 データの特殊性に関する評価基準

#### 地方行政改革研究会の体制

主査：	林 宏昭	関西大学経済学部教授
委員：	後藤 達也	大阪産業大学経済学部准教授
	北村 亘	大阪大学大学院法学研究科准教授
研究協力者：	岡野 光洋	アジア太平洋研究所研究員
事務局：	島 章弘	アジア太平洋研究所事務局次長
	仲川 洋子	アジア太平洋研究所事務局次長
	松井 義博	アジア太平洋研究所総括プロデューサー